

指定障害福祉サービス事業所の処分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）第50条第1項の規定により、次のとおり処分を行いましたのでお知らせいたします。

1. 処分対象事業者（3か月間の新規受入停止：2026年3月1日から同年5月31日まで）

・運営法人

法人名：株式会社 IDBUS

代表者名：代表取締役 高 哲敏

所在地：神戸市東灘区向洋町中6-9 神戸ファッションマート6S-09

・事業所名

名称：IDSUPPORT(事業所番号2810101580)

所在地：神戸市東灘区向洋町中6-9 神戸ファッションマート6S-09

・サービス種別：就労継続支援B型(指定日：2024年11月1日)

・処分の内容：一部効力の停止（3か月間の新規受入停止）

・通知年月日：2026年2月27日

・効力発生年月日：2026年3月1日

2. 処分理由

(1)不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号）

新規指定申請にあたり、サービス管理責任者として勤務予定のないA氏を配置するとして指定を受けた。

指定日から2024年12月末までは無届で別の有資格者を配置し、2025年3月1日の新任配置時にはA氏を同年2月末まで配置していたとして変更届を提出したうえ、この事実を隠したまま、2026年1月1日指定で2か所目の就労継続支援B型事業所の新規指定申請を行おうとした。

A氏の配置確認のため賃金台帳を求めたところ、虚偽台帳を作成・提出し、A氏が2025年2月28日に退職したと事実と異なる回答をするなど、虚偽文書等によりサービス管理責任者が配置されていたと装った。

(2)訓練等給付費の不正請求（法第50条第1項第6号）

2025年1月から同年2月末までの間、サービス管理責任者であるとされていたA氏が実際にサービス管理責任者として業務に従事していた事実は認められなかった。

その結果、当該期間はサービス管理責任者が不在であり、指定基準で定める人員基準を満たしていなかった。

この場合、同年3月のサービス提供分についてサービス管理責任者欠如減算を適用しなければならなかったにもかかわらず、減算を適用せずに訓練等給付費を請求し、受領してい

た。

また、指定障害福祉サービス基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せずに訓練等給付費を請求し、受領していた。

(3)虚偽報告（法第 50 条第 1 項第 7 号）

2025 年 11 月 12 日に実施した訪問調査時に法第 48 条第 1 項の規定に基づき個別支援計画書の提示を命ぜられたのに対し、作成者名が A 氏になっている個別支援計画書を提示した。その後、実際の個別支援計画書の作成者は B 氏であったと申し出て、B 氏作成の個別支援計画書を提出した。

提示又は提出した個別支援計画書のうち少なくとも一方は虚偽のものになり、虚偽の個別支援計画書を提示又は提出することによって虚偽の報告をした。

3. 経済上の措置（法第 50 条第 1 項第 6 号）

不正請求により受領した訓練等給付費に法第 8 条第 2 項の規定に基づく 40%の加算額を加え約 78 万円の返還を求める。

【不正請求額内訳】

○ 不正請求額（事業所全体）	約 90 万円
（1） 神戸市利用者分	約 55 万円
（2） 他市利用者分※	約 35 万円

※他市に返還を求めるよう要請する。